

(一財)宮城県建築住宅センター 震災復興活動支援事業要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人宮城県建築住宅センター(以下「センター」という。)が学校教育、社会教育等を通して地震防災対策やまちづくり活動を支援することにより、地域住民が地震対策の必要性及び建築物の安全性を認識するとともに、今後の効果的な震災復興やまちづくりなど、県民の豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 震災復興活動の実施に要する経費の支援
- (2) 震災復興活動成果の周知、広報
- (3) センターが企画・実施する出前講座等の開催
- (4) その他、前条の目的達成のための事業

第2章 支援

(対象者)

第3条 第2条に基づき、センターの支援を受ける者は、営利を目的とせず公益的・社会的活動を行う県内の団体、学校等とする。

(支援対象活動)

第4条 支援対象活動は、建築物の震災復興に貢献する活動とし、地震防災対策の必要性や歴史的建築物の維持保全、被災地の復興に関わる活動とする。

(助成額)

第5条 助成額の総額は、毎年度センターの予算の範囲内で決定する。

2 1団体への助成額は25万円を限度とする。

(募集)

第6条 センターは、毎年度、別に定める募集要項に基づき支援事業対象者の募集を行う。

2 支援を受けようとする者は、様式第1号に定める震災復興活動支援事業申込書により、募集要項に定める方法により申し込むものとする。

(選考)

第7条 支援を受ける団体は、第12条の委員会の審査を経てセンターが決定する。

2 申請事業の適切性など募集要項に定める基準に基づき審査し、選考後、申請者に採択結果を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた選考団体は、様式第2号により助成金の交付申請を行うものとする。

(支援団体の決定)

第8条 前条により選考され、助成金の交付申請を行った団体に対し、助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。

2 前項により交付決定を受けた団体は、様式第3号に定める助成金交付請求書を提出することにより、助成金の交付請求を行うことが出来る。

(事業の変更等)

第9条 支援対象団体は、事業の変更、中止又は廃止しようとするときは、その理由を付した書面によりセンターに報告し、承認を受けなければならない。

- 2 センターは、前項による事業の変更又は取消の結果、助成金の過払いが生じたときは、その額を返還させる。

(事業の報告)

第10条 支援対象団体は、事業終了後年度内に様式第4号に定める実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 支援対象団体の事業内容については、センターの管理の下に公開することが出来るものとする。

(事業年度)

第11条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第3章 委員会

(構成)

第12条 センターは、この事業を円滑に推進するため、地震防災及び教育、建築、まちづくり関係の担当者を委員とする震災復興活動支援委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、委員は、センター理事長が選任する。

- 2 委員会の委員は、概ね15人以内で組織する。

(業務)

第13条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 第2条に定める事業の企画、実施
- (2) 第7条に定める支援対象団体の選考
- (3) その他、当事業に必要と認められる事項

(役員)

第14条 委員会に次の役員をおく。

- 2 委員長には、宮城県建築住宅センター理事長があたるものとし、副委員長については委員長が委員のうちから選任する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(職務)

第15条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第16条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規程に関わらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第17条 委員会は、委員長がこれを召集する。

2 委員会は、委員数の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 書面によって表決する委員会においては、表決した委員は委員会に出席したものとす
る。

第4章 雑 則

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱の適用について疑義が生じた事項については、センター理事長が決定するものとする。

2 前項の決定に際して、必要と認めるときは委員会に付議し、その意見を聴取するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

1 宮城県建築住宅センター地震防災活動支援事業要綱（平成21年12月21日施行）は、廃止する

2 宮城県建築住宅センターまちづくり活動支援事業要綱（平成22年1月15日施行）は、廃止する